

新設計画準備書の作成に当たって

1 趣 旨

新潟県は、新潟県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第3条の規定により、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）による届出を行おうとする者（以下「設置者」という。）に対して、事前に「新設計画準備書」（以下「準備書」という。）を作成し、それに基づいて新潟県（以下「県」という。）との協議の上、準備書の提出を求めるものとします。

これは、設置者が県に対して計画の説明、協議等を行うことにより、届出後の手続きを円滑に進めるとともに、関係法令との整合を可能な限り図ることを目的として、県が設置者に対して任意でお願いするものです。

2 新設計画準備書の作成について

新設計画準備書の構成は、次のとおりとなっており、準備書の中では、法で定める「届出事項」及び法施行規則で定める「添付書類」の部分区分しています。また、「届出事項」及び「添付書類」以外の法第4条に規定する「指針」に関する事項、その他の「参考」事項についても区分しています。

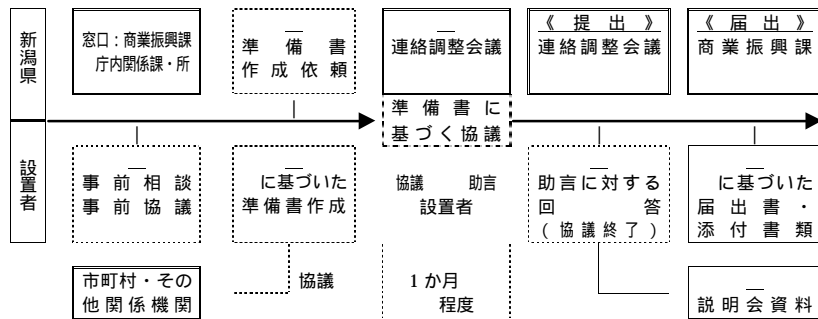
なお、準備書の様式は、例として示すものですので、記載する項目は、設置者が必要に応じて選択し、任意に記載してください。

添付する図面の作成については、以下の（4）を参照してください。

- (1) 新設計画準備書記載事項一覧表
- (2) 大規模小売店舗の新設に当たって
- (3) 大規模大規模小売店舗立地法「指針」に関する事項
- (4) 添付図面の作成について

3 準備書の作成手順

準備書を作成する場合の届出までの流れは、概ね次のようになります。



4 届出書及び添付書類の作成

(1) 届出書の作成

法施行規則第3条第3項で定める様式により作成してください。この際、準備書で届出事項として示した部分を使用することができます。

(2) 添付書類の作成

準備書で添付書類として示した部分を使用することができます。

5 法第7条に規定する説明会の資料

上記2による「届出事項」及び「添付書類」に係る事項は、法第7条第1項の規定により説明が必須の事項となっています。

また、準備書記載事項一覧表の「指針事項」及び「参考」事項（上記2参照）については、必要な項目を選択し、説明会用の資料とすることができます。

6 その他の留意事項

(1) 用紙はA4版（図面については折り畳み可）とし、目次を添付してください。

(2) 店舗、附属施設、付帯設備等に付す番号又は記号は、識別が可能な通し番号等とし、準備書と添付図面との間で必ず対応させてください。また、準備書内の「（配置図上の）」等については、添付図面の種類及び図面上の番号等を記載してください。

(3) 準備書の記載事項に掲げる「配慮事項」、「具体的内容」、「対応策」等は、指針を参照の上、記載してください。